

すくすく保育園 重要事項説明書 2024 年度

保育の提供の開始にあたり、当園が説明させていただく内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人晴朗会
所在地	大阪市天王寺区国分町18番3号
電話番号	06-6771-2590
代表者氏名	理事長 大西 慶一

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	すくすく保育園
施設の所在地	大阪市天王寺区国分町18番3号
連絡先	電話番号 06-6771-2590 FAX 06-6771-2591
管理者	園長 歌津 治美
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 9人 1歳児 24人 2歳児 25人 3歳児 26人 4歳児 26人 5歳児 26人
利用定員	3歳児以上の児童 78人 1歳児2歳児の児童 49人 0歳児の児童 9人
開設年月日	平成14年4月1日
事業所番号	2710051003020
ホームページ	sukusuku-hoikuen.ed.jp

3 施設の目的・運営方針

すくすく保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設（本園）

敷地		368.97㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 3階建のうち1階～3階
	延べ面積	442.5㎡
園庭		地上園庭 125.57㎡ 国分公園 4,071㎡

施設（分園1）

敷地		㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 6階建のうち1階
	延べ面積	99.36㎡
園庭		国分公園 4,071㎡

施設（分園2）

敷地		㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 6階建のうち2階
	延べ面積	164.6㎡
園庭		国分公園 4,071㎡

(2) 主な設備（本園）

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	3室	きりん組（満3歳児クラス）、らいおん組（満4歳児クラス）、ぞう組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	らいおん組兼用
調理室	1室	
事務室	1室	
屋上遊技場	1	屋上

主な設備（分園1・2）

設備	部屋数	備考
乳児室	4室	
ほふく室	2室	
調乳室	2室	給食配膳

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) ○国際感覚を培う外国人との触れ合いー英語に親しむ遊びの時間

（毎週 5 歳児）（月 1 回 3 歳児 4 歳児）

○就学後の基礎を培う 1 人 1 台の ipad による ICT 活用能力の育成

探究活動 観察力 プレゼンテーション（発表力）チームで働く力

○水泳教室ーYMCAの専門講師による指導（4・5 歳児希望者のみ）

6 職員の職種、員数及び職務の内容

2024 年 3 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	27	15	12	
保育補助		1		1	
看護師		1		1	
事務員		1		1	
調理員 (業務委託)	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	6	1	5	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
看護師	週 3 回（10：00～15：00）
栄養士（業務委託）	正規の勤務時間帯（7：45～16：45）
調理員（業務委託）	正規の勤務時間帯（7：45～16：45）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。保護者のどなたかのお仕事がお休みの日はご家庭での保育で愛着を一層高められる機会です。特に何か有りましたらご相談ください。尚、土曜日に保護者全員がお仕事等のため、保育を希望される場合は、該当週の火曜日までに当該週の土曜日の保育利用申し込みが必要となります。家庭保育協力期間も出来るだけご家庭でのご協力をお願いしております。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間・通勤時間・その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間・通勤時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。尚、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務はウオクニ株式会社が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。（特定の行事の時は行事の目的によりお弁当の時もあります）

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時20分頃	10時50分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

大阪市の指導の下、子どもが安全に保育園生活を送るという観点から完全除去での対応とさせていただきます。アレルゲンとなるものは完全除去とし、医師による「生活管理指導表」によりご相談の上対応を決定させていただきます。

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ずご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

市町村が定める利用負担額（月額）は所得による金額変更があります。連絡があり次第速やかに園にお届け下さい。大阪市は保育料が徴収できなかった場合過去5年間に遡って徴収するようになっています。請求がありましたら卒園後でもお支払いいただきます。

11 特別支援教育・保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科 入園前検診・年2回の検診

医療機関の名称	左谷医院
医院長名又は医師名	左谷 新
所在地	東大阪市大連北2-12-1
電話番号	06-6722-2957

- (2) 歯科 年1回の検診

医療機関の名称	瀬戸歯科
医院長名又は医師名	瀬戸知代
所在地	大阪市西成区千本南1-11-10
電話番号	06-6661-9239

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関がある場合は当該病院へ連絡、即処置が必要な場合には対応可能な医療機関に搬送し、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 三輪香織 (野澤依里) ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 06-6771-2590 F A X 06-6771-2591 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	岡部 明江

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 個人情報の取り扱い

当園は業務上知り得た利用する子ども及びその家族の個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済
保険金額	240円 ※保護者負担になります

※園独自で「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」に加入しております。この保険については保護者負担金はありません。

21 園児の利用状況

(毎年度5月1日現在)

	2021年度	2022年度	2023年度
0歳児	9人	9人	3人
1歳児	24人	24人	24人
2歳児	24人	24人	24人
3歳児	26人	26人	26人
4歳児	23人	20人	26人
5歳児	26人	23人	21人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	なし	
自己評価の実施状況	毎年度実施	記録

23 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨の通知

なし

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

25 写真の取扱い

園でのお子さまの様子をホームページに掲載させていただきます。その折お顔等が掲載される事もあるのでその旨ご理解とご協力をお願い致します。

尚、掲載が難しいご家庭は申し出て下さい。

26 登降園について

ICTシステムにて時間の管理をしますので登園・降園時には必ずカードリーダーに登降園カードをかざし、その後必要な操作をしてください。

登降園カードはご家庭により必要枚数のご購入となります。

27 諸経費について

三菱 UFJ ファクター株式会社を口座振替代行会社として口座振替をさせていただきます。別紙により申し込みをお願いいたします。引き落とし日は毎月12日です。ただし、新入園児の方につきましては、5月12日から引き落としを開始する予定です。初回のみ4・5月分2か月分の引き落としとなります。途中入園の方は準備ができ次第となります。引き落とし金額につきましては事前にお知らせをいたします。なお、当園は、口座振替をもち、領収書がわりとします。ただし、必要な場合は領収書を交付いたします。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食に係る費用	2号認定を受けたこどもに係る幼児主食費（3～5歳児）	月額 1,600円
	2号認定を受けたこどもに係る幼児副食費（3～5歳児）	月額 4,800円
行事費	運動会、クリスマス、生活発表会等のプレゼント費用・こいのぼり・七夕・誕生日絵本など（3～5歳児）	月額 400円
行事費	運動会、クリスマス、生活発表会等のプレゼント費用・こいのぼり・七夕・誕生日絵本など（2歳児）	月額 300円
行事費	運動会、クリスマス、生活発表会等のプレゼント費用・七夕・誕生日カードなど（0・1歳児）	月額 200円
アルバム費	5歳児のみ	月額 400円
絵本代		月額 420～460円
遠足代	運賃・施設利用料等	遠足実施後、実費徴収 昨年参考（100円～130円）
ゴム印代		入園時 300円

※年度当初の保育用品及び制服等については、別紙を参照ください。

2 延長保育に係る利用者負担

保育標準時間利用者

- 18時～19時の時間外保育利用の月額 … 2,900円
- 18時～18時30分の時間外保育利用の月額 … 1,000円
- 18時～19時の時間外保育利用の臨時の場合1回 … 500円

保育短時間利用者

- 30分ごとの月額 … 1,000円
- 臨時の場合 … 1回500円

3 以下の料金は希望者の方のみ必要となります。

項目		
YMCA 利用料	4・5歳児希望者のみ	1回につき 1,250円
布団リース代	0～4歳児希望者のみ	月額 2,750円